

平成29年第2回定例会（12月議会）
建設部 提出資料（12月19日）

建設委員会

【所管関係】

- 建設政策課 県発注工事における総合的な担い手・施工確保対策について・・・ 1

県発注工事における総合的な担い手・施工確保対策について

平成29年12月19日
建設政策課

本県建設業において深刻な担い手不足が懸念される中、本年7月及び8月の豪雨災害等に伴う災害復旧工事をはじめ、県民の安全・安心の確保の観点から円滑な施工を確保することが不可欠となる工事の増加が見込まれることを踏まえ、県発注工事に関し、今年度内の施行を目途として、次のとおり総合的な担い手・施工確保対策を講じることとする。

1 最低制限価格等の算定式の見直し **担い手対策**

建設労働者の適正な賃金水準を確保し、建設業が若者や女性にとって魅力ある産業として持続的に発展していくため、県発注工事に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定式について、国を上回る水準まで引き上げる。

〈見直し前の算定式〉 上限・下限なし

直接工事費×95%+共通仮設費×90%+現場管理費×85%+一般管理費等×65%



〈見直し後の算定式〉 上限・下限なし

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×85%+一般管理費等×65%

〈参考：国の算定式（H29.4.1）〉 予定価格の70%~90%の範囲内

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費×90%+一般管理費等×55%

2 最低制限価格制度の対象工事の拡大 **担い手対策**

建設労働者の適正な賃金水準及び建設企業の採算性の確保を確実なものとするためには、1に定める算定式により算出された価格未滿での契約締結を排除する必要があることから、低入札価格調査制度よりダンピング対策の実効性が高い最低制限価格制度の対象を拡大する。

〈見直し前〉

最低制限価格制度 → 予定価格4千万円未滿の価格競争による工事

低入札価格調査制度 → 予定価格4千万円以上の工事又は総合評価落札方式による工事



〈見直し後〉

最低制限価格制度 → 予定価格24.7億円未滿の価格競争による工事

低入札価格調査制度 → 予定価格24.7億円以上の工事又は総合評価落札方式による工事

※予定価格24.7億円以上の工事（WTO対象工事）と総合評価落札方式による工事は、関係法令上、最低制限価格制度を適用できない。

3 J V発注する一般土木工事の範囲の見直し **施工確保対策** **H32までの特例措置**

本県建設業において深刻な担い手不足が懸念されている中、今後、円滑な施工の確保が不可欠な災害復旧工事が急増することから、災害復旧工事に限定した今後3年間の特例措置として、工事現場への複数の技術者の配置が義務付けられるJ V（特定建設工事共同企業体）に発注する一般土木工事の範囲を3億円以上とする。

〈見直し前〉一般土木工事の発注要件（災害復旧工事を含む）
 J V発注する一般土木工事 → 予定価格が **1. 5億円**以上の工事
 （PC橋工事（上部工）にあつては3億円以上）

↓

〈見直し後〉災害復旧工事に係る特例措置（平成32年度まで）
 J V発注する一般土木工事 → 予定価格が **3億円**以上の工事（工種を問わない）

現在、一般土木工事におけるJ V発注は、通常の土木工事や港湾・漁港工事等にあつては1.5億円以上の工事、PC橋工事（上部工）にあつては3億円以上の工事としている。今回の見直しは、災害復旧工事の発注が集中する今後3年間の特例措置として、災害復旧工事に限り、J V発注する一般土木工事の範囲を3億円以上とするものである。

一般土木工事の発注要件(災害復旧工事以外) ※従前のおと

	1,500万円未満	1,500万円以上 4,000万円未満	4,000万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	1億円以上 2億円未満	2億円以上 3億円未満	3億円以上 5億円未満	5億円以上 24.7億円未満	24.7億円以上
地域要件	管内C級 ※海上工事の地域要件は「全県」	管内B級	管内A級		ブロックA級	全県A級 ※1.5～3億円は、本来であればブロックA級となる範囲			地域要件なし
単体 J V	単体				1.5億円(土木工事等)		4億円		
					JV(2社)		JV(3社)		3億円(PC橋工事)
	※JV発注の地域要件は「全県」								

災害復旧工事の発注要件(特例措置)

地域要件	管内C級 ※海上工事の地域要件は「全県」	管内B級	管内A級		ブロックA級	全県A級			地域要件なし
単体 J V	単体				4億円		JV(2社)		JV(3社)
					3億円				
	※JV発注の地域要件は「全県」								

4 現場代理人の常駐義務の緩和 **施工確保対策**

工事現場への常駐が義務付けられる現場代理人については、県北地域で豪雨災害が発生した平成25年以降、一定の要件の下、3件まで兼務できる緩和措置を講じているが、災害復旧工事の円滑な施工を確保するため、現場代理人を兼務させようとする工事に災害復旧工事(※1)が含まれる場合は、兼務できる件数を3件から5件(※2)に拡大する。

※1 今夏の豪雨災害に伴う災害復旧工事に限定しない緩和措置とするもの

※2 災害復旧工事1件につき兼務可能件数を1件緩和することで他の工事と合わせて最大5件まで兼務可能とするもの